

# 村上市地域防災計画

(津波災害対策編)

[修正案]

平成 2 6 年 ● 月修正

村上市防災会議



# 目 次

## 村上市地域防災計画（津波災害対策編）

### 第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の趣旨等	3
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 3 節	津波浸水想定と対策の方向性	8
第 4 節	複合災害時の対策	17
第 5 節	地震被害の想定	17
第 7 節	緊急地震速報と地震情報	17
第 8 節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	18

### 第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災教育計画	23
第 2 節	防災訓練計画	25
第 3 節	自主防災組織育成計画	26
第 4 節	防災都市計画	27
第 5 節	集落孤立対策計画	29
第 6 節	建築物等災害予防計画	29
第 7 節	公共土木施設等災害予防計画	29
第 8 節	農地・農業用施設等災害予防計画	29
第 9 節	防災通信施設災害予防計画	29
第 10 節	電気通信施設災害予防計画	29
第 11 節	電力供給施設災害予防計画	30
第 12 節	ガス施設災害予防計画	30
第 13 節	上水道施設災害予防計画	30
第 14 節	下水道施設災害予防計画	30
第 15 節	鉄道施設災害予防計画	30
第 16 節	危険物等施設災害予防計画	30
第 17 節	火災予防計画	30
第 18 節	廃棄物処理体制整備計画	30
第 19 節	救急・救助体制の整備計画	31
第 20 節	医療救護体制の整備計画	31
第 21 節	避難体制整備計画	32
第 22 節	要配慮者の安全確保計画	35
第 23 節	食料・生活必需品等の確保計画	35
第 24 節	文教施設における災害予防計画	35
第 25 節	ボランティアの受入体制整備計画	35
第 26 節	広域応援体制計画	35
第 27 節	事業所等の事業継続計画	36
第 28 節	行政機能の保全計画	37

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	41
第2節	防災関係機関の相互協力計画	43
第3節	通信設備運用計画	43
第4節	被災状況等収集伝達計画	43
第5節	広報計画	43
第6節	津波避難計画	44
第7節	自衛隊の災害派遣計画	53
第8節	輸送計画	53
第9節	警備・保安及び交通規制計画	53
第10節	海上における災害応急対策計画	53
第11節	消火活動計画	53
第12節	救急・救助活動計画	53
第13節	水防活動計画	54
第14節	医療救護活動計画	55
第15節	防疫及び保健衛生計画	55
第16節	こころのケア対策計画	55
第17節	児童生徒に対するこころのケア対策計画	55
第18節	入浴対策計画	55
第19節	廃棄物の処理計画	55
第20節	給水計画	55
第21節	食料供給計画	55
第22節	生活必需品供給計画	55
第23節	要配慮者の応急対策計画	56
第24節	文教施設における応急対策計画	56
第25節	障害物の処理計画	56
第26節	遺体の捜索、処理、火葬計画	56
第27節	建築物等における応急対策計画	56
第28節	公衆通信の確保計画	56
第29節	電力供給応急対策計画	56
第30節	ガスの安全、供給対策計画	56
第31節	上水道施設応急対策計画	57
第32節	下水道施設応急対策計画	57
第33節	危険物等施設応急対策計画	57
第34節	鉄道施設応急対策計画	57
第35節	道路及び橋梁応急対策計画	57
第36節	港湾・漁港施設等応急対策計画	57
第37節	治山・砂防施設等応急対策計画	57
第38節	河川・海岸施設応急対策計画	57
第39節	農地・農業用施設等応急対策	58
第40節	農林水産業応急対策計画	58
第41節	商工観光業応急対策計画	58
第42節	応急住宅対策計画	58
第43節	ボランティアとの協働計画	58
第44節	義援金品の受入れ、配分計画	58

## 第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策計画	61
第2節	融資、貸付その他資金等による支援計画	61
第3節	公共施設等災害復旧対策	61
第4節	災害復興対策計画	61



# 第1章 総則



## 第1節 計画作成の趣旨等

### 1 計画の目的

「村上市地域防災計画 津波災害対策編」は、村上市における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するもので、市町、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における津波災害に対する災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づく対応方針については、第7節において記載するものとするが、同法及び津波対策の推進に関する法律(平成23年6月24日法律第77号)の趣旨に沿って、必要な津波対策を検討する。

### 2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」を構成し、本市における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

「村上市地域防災計画」は、この「津波災害対策編」並びに別冊の「風水害等対策編」、「震災対策編」、「資料編」及び「村上市水防計画」で構成する。

なお、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画(津波災害対策編)に準ずる。

### 3 関連計画との連携

市地域防災計画の策定、運営に当たっては防災基本計画及び県地域防災計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)、水防法(昭和24年法律第193号)及び同法に基づく「新潟県水防計画」等と十分な調整を図る。

### 4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、災害対策基本法第42条第4項の規定により、その要旨を公表する。

### 5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整えるものとする。

## 6 共通用語

本編における次に掲げる用語については、震災対策編第1章第1節の「6 用語の定義」を準用する。

なお、準用編中の次の用語については、「地震発生時」は「地震又は津波が発生し、若しくは津波災害が発生するおそれがあるとき」と、「地震による」は「地震又は津波による」と読み替えるものとする。

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 基本方針

- (1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。あわせて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、住民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

#### ア 住民等に求められる役割

- (ア) 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。
- (イ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。
- (ウ) 住民及び事業者は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- (エ) 住民及び事業者は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (オ) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

#### イ 地域に求められる役割

- (ア) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、近隣に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ並びに率先避難を行う。
- (イ) 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の閉鎖活動の最小化に努める。
- (ウ) 住民及び事業者は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- (エ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ウ) 事業者は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

ウ 市及び防災関係機関に求められる役割

(ア) 市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
- b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また、庁舎・設備・施設・装備等の整備
- c 職員の教育・研修・訓練による習熟
- d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等による人材育成を体系的に図る仕組みの構築
- e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
- f 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
- h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての公共用地・国有財産の有効活用

(イ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ウ) 市及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

(エ) 市及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(オ) 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(カ) 市は、住民及び事業者による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

(キ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第3章及び第4章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの

影響が複合化すること) について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、本章第4節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(4) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の計画的な向上

市は防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を総合防災訓練等により推進する。

## 2 防災関係機関及び住民等の責務

防災関係機関及び住民等の責務については、震災対策編第1章第2節の「2 防災関係機関及び住民等の責務」を準用する。

## 3 各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱については、震災対策編第1章第2節の「3 各機関の事務又は業務の大綱」を準用する。

## 4 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、震災対策編第1章第2節の「4 関係機関の連絡先」を準用する。

### 第3節 津波浸水想定と対策の方向性

#### 1 地震・津波の規模

県では、これまでに想定地震として、震源域が海域にある地震だけを対象としてきたが、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、東日本大震災で見られた複数の領域による連動発生を含めた8地震について検討を行った。

なお、連動発生地震については、3連動地震の解析結果を見る限りにおいて、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行っている。

こうした検討結果を踏まえ、平成23年度に県が実施した津波浸水想定の見直しによる想定地震の規模は、それぞれ次のとおりである。

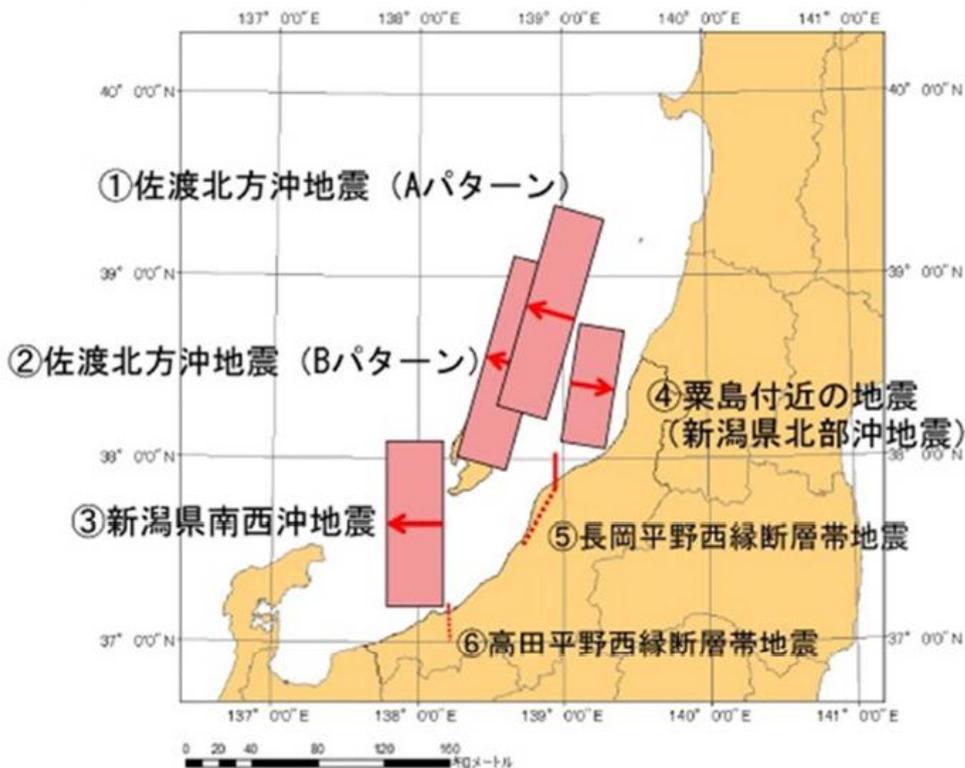
なお、市においては、最大級の被害となる地震に備えるという考えのもと、連動発生地震における浸水想定等を採用し、村上市津波避難計画及び津波ハザードマップを作成している。

#### 【想定地震の規模】

想定波源	モーメントマグニチュード (M <sub>w</sub> )
① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80
② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80
③ 新潟県南西沖地震	7.75
④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)	7.56
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震	7.63
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10
⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	8.09
⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)	
秋田県沖の地震	7.43
山形県沖の地震 (南側断層)	8.02
山形県沖の地震 (北側断層)	
新潟県北部沖の地震	7.48

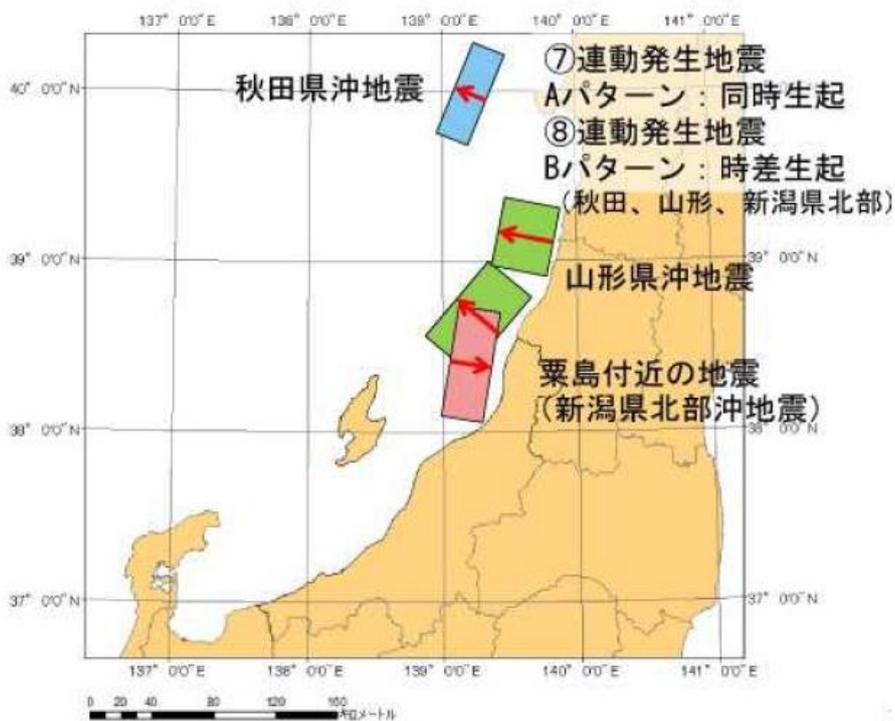
(資料：「新潟県地域防災計画 (津波災害対策編) 平成26年3月」より編集加工)

【想定6波源地震の種類と位置】



(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）平成26年3月」)

【連動発生地震の種類と位置】

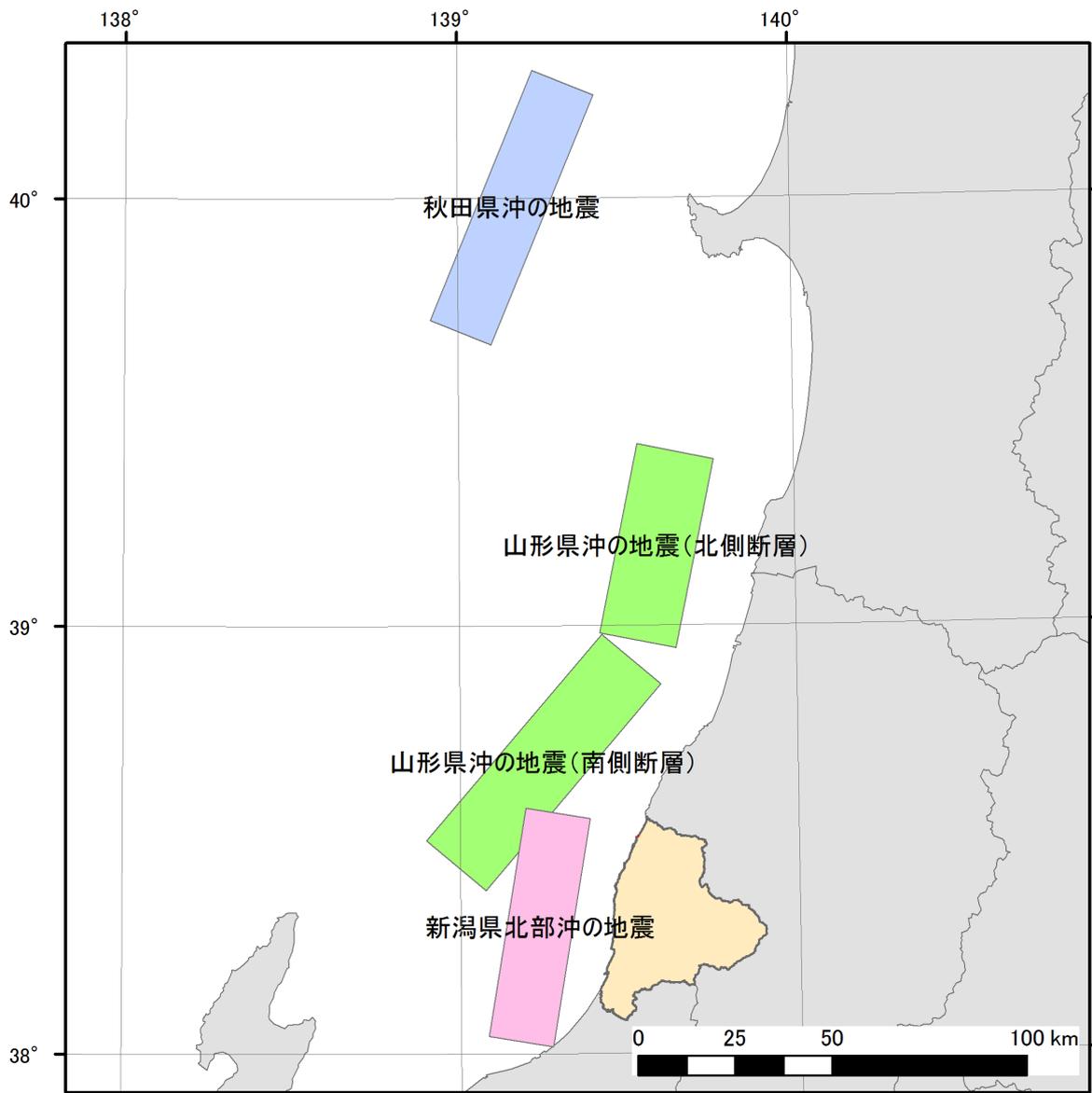


(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）平成26年3月」)

## 2 想定地震

本計画では、平成23年度に県で実施した津波浸水想定での地震のうち、市に最も影響を及ぼすと予測される連動発生地震（秋田県沖の地震、山形県沖の地震（南側断層）、山形県沖の地震（北側断層）、新潟県北部沖の地震）を想定地震とする。

【連動発生地震の位置】



(資料：「村上市津波避難計画 平成26年3月」)

## 3 津波浸水想定

### (1) 津波浸水想定のかえ方

堤防の取扱い	東日本大震災では、津波、地盤沈下や液状化により海岸堤防、河川堤防が破壊されるなど機能しなかったことから、今回の想定においては、海岸堤防等が機能する場合と機能しない場合の2つのケースを想定している。
浸水区域	浸水はメッシュごとに判定しており、水位が20cmに達したメッシュについて浸水していると判断している。
到達時間	地震発生後、初期水位から最初に水位が20cm上昇した時間を到達時間としている。

## (2) 想定6波源の最大津波高と第一波到達時間

県の津波対策検討委員会では、市を9つの区域に分け、各地震で海岸堤防、河川堤防ともに機能していない場合における最大浸水深、到達時間、流速の津波浸水想定を示している。

本市における沿岸部までの津波高及び津波到達時間を見てみると、粟島付近の地震（新潟県北部沖地震）を波源とする津波で、津波高が3.6m～5.4mで最も高くなり、中でも瀬波浜町、吉浦、桑川付近が最も高い。

## 【粟島付近の地震（新潟県北部沖地震）における最大津波高と第一波到達時間】

最大津波高		第一波到達時間*	
地震	津波高	地震	到達時間
粟島付近の地震	3.6～5.4m	粟島付近の地震	5分以内

※第一波到達時間は、市の沿岸に到達する時間のうち、最も早く到達する時間を記載。

（資料：新潟県「第12回津波対策検討委員会」会議資料）

## (3) 連動発生地震の浸水予想地域と津波到達時間

市では、平成26年3月に作成した「村上市津波避難計画」において、浸水深別の建物棟数を明らかにしているため、この数値を採用する。

また、津波到達時間については、最も早く津波が到達するように、各地震（秋田県沖の地震、山形県沖の地震（南側断層）、山形県沖の地震（北側断層）、新潟県北部沖の地震）が同時に発生した場合を設定している。なお、津波到達時間として、海域においては海面が地震発生前の海面から+20cm上昇した時間、陸域においては浸水深が20cmとなる時間を表している。

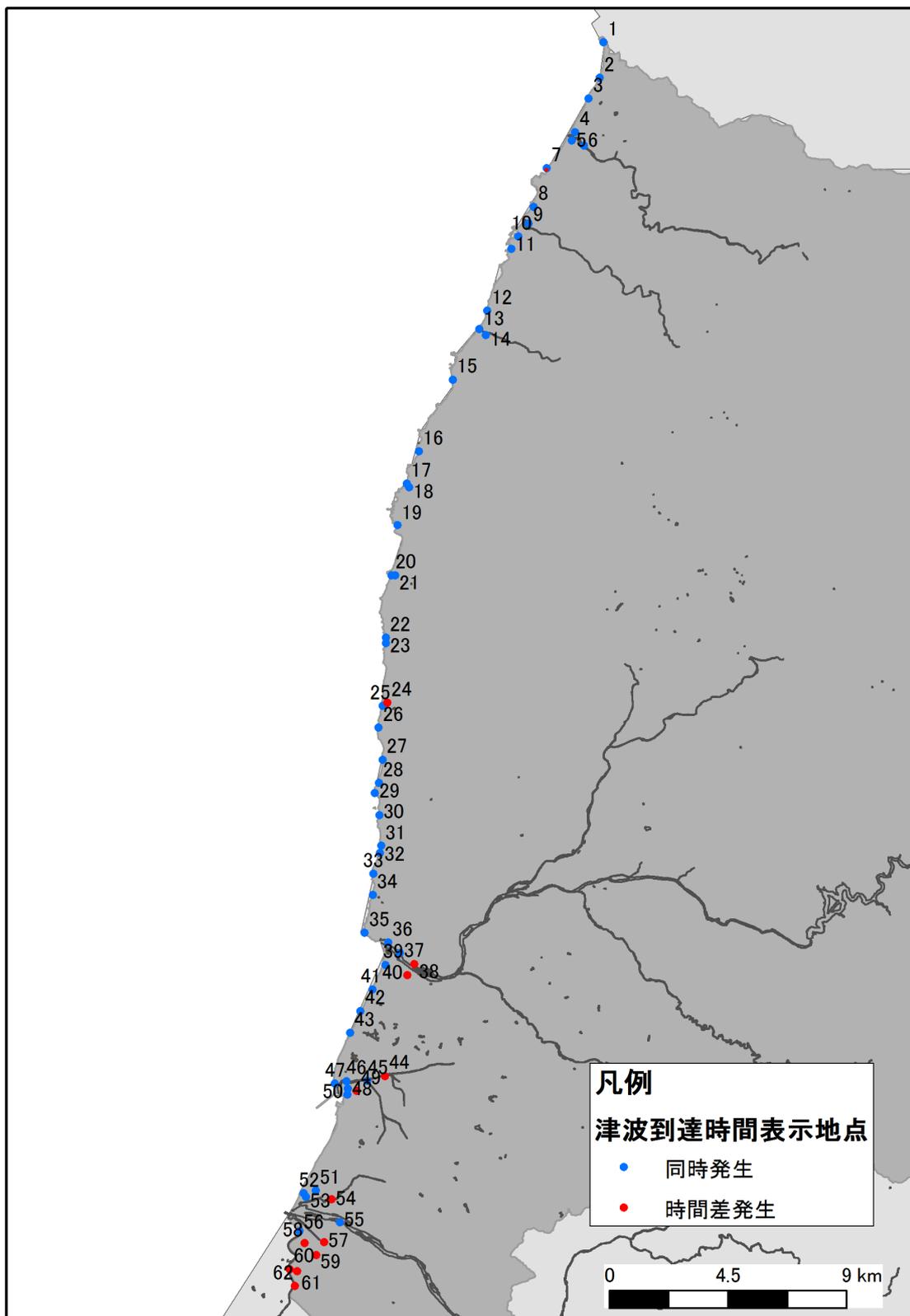
## 【浸水深別の建物棟数（地区別）】

単位：棟

浸水深 地区	0～ 0.3m	0.3～ 1m	1～2m	2～3m	3～4m	4～5m	5～10m	10m～	計
村上	144	552	740	796	834	565	151	0	3,782
荒川	69	101	75	8	0	0	0	0	253
神林	77	127	129	21	5	3	0	0	362
朝日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北	53	148	233	277	275	332	191	0	1,509
計	343	928	1,177	1,102	1,114	900	342	0	5,906

（資料：「村上市津波避難計画 平成26年3月」）

【津波到達時間表示地点】



(資料：「村上市津波避難計画 平成26年3月」)

【津波到達時間表示点における津波到達時間】

地点 番号	津波到達時間 (採用)	津波到達時間 (同時発生)	津波到達時間 (時間差発生)	地点 番号	津波到達時間 (採用)	津波到達時間 (同時発生)	津波到達時間 (時間差発生)
1	17	17	39	32	9	9	54
2	18	18	39	33	9	9	54
3	10	10	39	34	9	9	54
4	19	19	40	35	9	9	54
5	19	19	41	36	15	15	55
6	19	19	42	37	14	14	57
7	10	10	40	38	59	149	59
8	9	9	40	39	20	20	58
9	21	21	41	40	63	-	63
10	9	9	27	41	11	11	55
11	9	9	39	42	10	10	60
12	8	8	29	43	10	10	59
13	9	9	28	44	73	145	73
14	10	10	41	45	21	21	67
15	8	8	37	46	14	14	61
16	9	9	45	47	10	10	56
17	8	8	45	48	19	19	64
18	10	10	46	49	68	-	68
19	8	8	46	50	17	17	63
20	8	8	46	51	64	64	64
21	10	10	47	52	59	59	60
22	8	8	26	53	14	14	61
23	8	8	39	54	68	-	68
24	52	-	52	55	64	64	65
25	8	8	39	56	17	17	62
26	8	8	32	57	69	-	69
27	9	9	50	58	67	77	67
28	9	9	50	59	73	-	73
29	8	8	32	60	91	-	91
30	9	9	49	61	101	-	101
31	9	9	54	62	104	156	104

※ 灰色の地点は、時間差発生の到達時間を採用した地点を示す。

※ 「-」で示した箇所は、津波が到達しなかったことを示す。

(資料：「村上市津波避難計画 平成26年3月」)

#### (4) 被害の想定

県が平成23年から平成25年にかけて実施した「新潟県津波浸水想定調査」においても、津波による被害想定は検討されていない。

津波災害の被害想定については、平成7年から平成10年にかけて県が実施した「新潟県地震被害想定調査」が直近の調査であるが、想定地震の震源等も平成23年から平成25年にかけて県が実施した調査と近似しているため、各調査の解析手法等に違いがあることに留意した上で、「新潟県地震被害想定調査報告書」(平成10年3月)を参考とする。

なお、津波については、津波を発生させる震源が近い場合は、5分以内に津波が沿岸に到達すると考えられている。県内は山地が多く、平野部も浜堤(砂丘)列が発達していることから、津波の直撃を受け、海岸部から浸水するエリアは限定的であるが、砂丘を開削

した河川・排水路から津波が遡上し、河川沿いに越流氾濫し、自然排水できないゼロメートル地帯に長期湛水する事態が考えられる。

また、地震動により耐震性の低い建物は地震直後に倒壊するものも多く発生するほか、土砂・地盤災害による道路・避難路の寸断や、海岸・河川施設にも被害が生じ、所定の機能を発揮できない事態も考慮する必要がある。

#### 4 被害の特徴と津波対策の方向性

津波災害については、次のような被害形態のパターンがあることに留意して、対策を検討する必要がある。

##### (1) 被害形態のパターン

###### ア 津波被害の直撃を受ける海岸沿いの地域

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いに集落が所在し、また、道路が整備されている地域であって、背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸道路が長距離に渡って浸水し、また、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域</li> </ul>
評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落等が海岸沿いのため、津波到達までの時間が短く、津波被害の直撃を受ける</li> <li>・局所的に浸水深が高くなるのは、海底水深の影響もあると考えられる。港湾、漁港の背後地は、浸水しやすい。</li> <li>・道路が決壊した場合、集落の孤立が発生するおそれがある。</li> <li>・背後地に山があると、急激に水位は高くなることもある。</li> </ul>
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の高台への避難経路を確保する。</li> <li>・長期の孤立に備える。</li> <li>・走行中の車両に対する避難経路の周知を充実させる。</li> </ul>

###### イ 津波浸水被害が広範囲で甚大な地域

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生し、広範囲、かつ、長期間にわたって浸水が継続する地域</li> </ul>
評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸部で津波の直撃を受けるほか、震源地に近い地盤の沈降の影響を受け、内陸部で広範囲に浸水する。</li> <li>・低平地や地盤の沈降地域に浸水した水はなかなか抜けず、長期間、湛水が継続する。</li> <li>・川沿いでは木造建築物の破壊や歩行が困難となる流速の発生が予想される。</li> <li>・背後地では浸水範囲は広がるが、浸水までには時間がかかり、洪水に似た浸水被害となる地域もある。</li> </ul>
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害から確実に避難するための「距離と高さ」を確保する方策を準備する。</li> <li>・浸水被害が及ばない地域をうまく活用して避難場所を広げる。</li> <li>・浸水した水を速やかに排水する。</li> </ul>

###### ウ 大きな河川沿いに津波浸水域が内陸部へと広がる地域

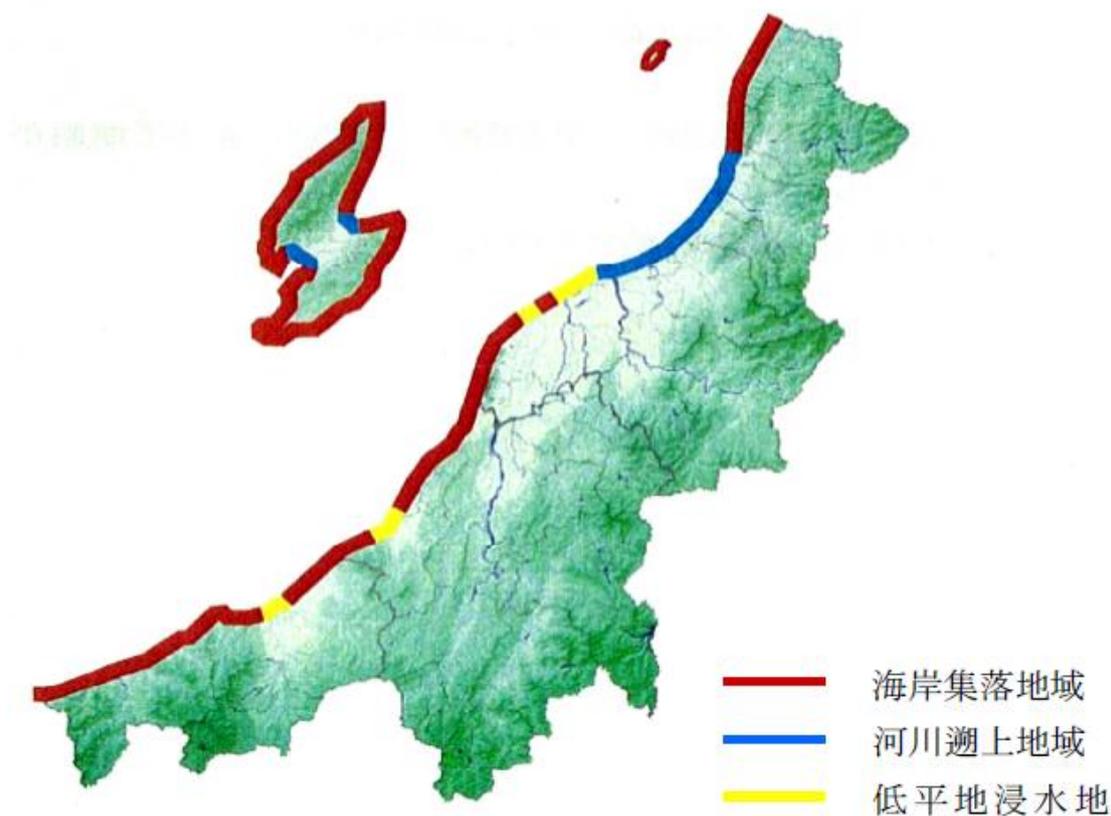
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな河川や湖沼に沿って津波が遡上（川を津波がかけ上がり、遠くに津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性がある事象し、破壊や浸水が、かなり内陸部まで及ぶ地域</li> </ul>
-----	---

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川沿いに標高の低い地域が存在するため、河口部から内陸部まで浸水する。</li> <li>震源地が近い場合は、隆起沈降の影響を受けるとともに、到達までの時間が早い。</li> <li>地震動（液状化）による被害も想定される。</li> </ul>
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川遡上により、海から遠く、津波が来ないと思える地域に想定される津波被害について、地域の理解を醸成する。</li> <li>浸水被害から確実に避難するための「距離と高さ」を確保する方策を準備する。</li> <li>浸水被害が及ばない地域をうまく活用して避難場所を広げる。</li> </ul>

## (2) 地域特性の類型化

県では、県内を一律にとらえ、対策を検討することは適当ではないという判断から、沿岸地域を3つの特性に分類し、津波により想定される事態を示している。

## 【被害形態による地形特性パターン分布図】



(資料：「新潟県地域防災計画（津波災害対策編）平成26年3月」)

海岸集落地域	・海岸線に沿って集落が所在し、道路が整備されている地域であって、後背地に崖、斜面等が迫り、津波の直撃を受ける地域
低平地浸水地域	・背後に低平地があり、海岸からの浸水のほか、河川の遡上により、内陸の低平地で広範囲に浸水が想定される地域
河川遡上地域	・河口部での浸水のほか、内陸まで河川遡上の影響が及ぶ地域

(3) 地域特性に応じた対策の方向性

市は、沿岸地域の地形等から「海岸集落地域」と「河川遡上地域」に分類されており、特にこの2つの対策について、配慮する必要がある。

ア 海岸集落地域

想定される事態	<p>&lt;被害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達する。</li> <li>・地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。</li> <li>・避難場所等が孤立することが予想される。</li> </ul> <p>&lt;避難行動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が求められる。</li> <li>・走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。</li> <li>・海水浴客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。</li> </ul> <p>&lt;避難情報の伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の機能喪失によって、津波警報情報の伝達が遅れる。</li> </ul>
対策	<p>&lt;避難情報伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の発信者から受信者まで一連の情報伝達体制の強化</li> </ul> <p>&lt;二次災害の防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立した避難場所への対応</li> <li>・避難場所からの移送方法の検討</li> </ul> <p>&lt;避難行動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高台への避難路の整備</li> <li>・避難経路の誘導案内方法の検討</li> <li>・具体的な避難経路と避難先を想定した実際的な訓練</li> </ul>

イ 河川遡上地域

想定される事態	<p>&lt;被害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。</li> <li>・河川に近い地域については甚大な被害が予想されるが、その地域を離れば、比較的近い場所で安全の確保が可能になる。</li> <li>・河川管理施設に被災が発生する。</li> </ul> <p>&lt;避難情報伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。</li> <li>・津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</li> </ul>
対策	<p>&lt;避難情報伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防道路、橋梁などの車や人の往来がある場所等の河川遡上地域における情報伝達手段の検討</li> </ul> <p>&lt;河川管理施設の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理施設の水門を閉める/閉めない、誰が閉める/閉めないなどのルール化</li> <li>・河川遡上の浸水域、浸水高さを地域で確認する手段の検討</li> </ul> <p>&lt;避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路による避難</li> <li>・津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップの整備と住民等に対する十分な周知</li> <li>・避難所の設置場所の見直し</li> <li>・避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討</li> <li>・具体的な避難経路と避難先を想定した訓練</li> <li>・要配慮者の避難支援</li> </ul>

## 第4節 複合災害時の対策

複合災害時の対策については、震災対策編第1章第5節「複合災害時の対策」を準用する。

## 第5節 地震被害の想定

地震被害の想定については、震災対策編第1章第6節「地震被害の想定」を準用する。

## 第7節 緊急地震速報と地震情報

緊急地震速報と地震情報については、震災対策編第1章第7節「緊急地震速報と地震情報」を準用する。

## 第8節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

### 1 津波災害対策の基本方針

- (1) 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- (2) 津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査する。
- (3) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。
- (4) 津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
  - ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
  - イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (5) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- (6) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

### 2 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

市は、県が実施する津波浸水想定の設定等のための海域・陸域の地形、土地利用の状況等の基礎調査に協力するとともに、その調査に基づく津波浸水想定や津波災害警戒区域等の指定を受け、次のとおり、必要な措置を講じる。

なお、津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定する。

- (1) 県が津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定を行った後に、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、この節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (2) 津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (3) 市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるよう努める。
- (4) 津波災害警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報

の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努める。

- (5) 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (6) 津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (7) 県と連携のもと、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (8) 津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めることなどから、当該情報も活用して救急・救助活動に努める。



## 第2章 災害予防計画



## 第1節 防災教育計画

担当：総務課、すべての課

### 1 計画の方針

総合的な津波災害対策を推進していく上では、市、防災関係機関及び住民等が、日頃から地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を有し、津波災害発生時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携し、自主防災意識の醸成及び知識の普及・啓発を図るとともに、市職員、防災関係機関の職員、住民等に対する防災教育を実施する。

具体的な対策については、震災対策編第2章第1節「防災教育計画」に準ずるものとするが、津波災害特有の住民等に対する防災知識の普及に当たっては、次のとおり実施する。

### 2 住民等に対する津波災害に対する防災知識の普及・啓発

津波災害対策においては、住民自らが日頃から「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」といった意識と行動が必要であり、普段から津波災害対策に関して十分な認識と豊富な知識を持ち、津波発生時に、落ち着いて、かつ、迅速に避難することが、被害の軽減の上で最も大切である。

このため、市は、次の事項を教育の重点とし、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

#### (1) 普及・啓発の内容

周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及・啓発する。

ア いがた防災戦略の概要

イ 津波に関する一般的知識

##### (ア) 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

##### (イ) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

##### (ウ) 津波浸水想定公表

ウ 市地域防災計画の概要

エ 自主防災組織の意義

オ 平常時の心得

(ア) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(イ) 非常持出品の準備

(ウ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策

(エ) 避難路及び緊急避難場所の把握

(オ) 災害時の家庭内における連絡方法や避難ルールの取決め

(カ) 要配慮者の所在の把握

(キ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

カ 津波災害時の心得

(ア) 強い地震やゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(イ) 津波警報等の発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動

津波警報が発表されたとき、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(ウ) 災害情報、避難情報等の入手方法

(エ) 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。

(オ) 負傷者や要配慮者の避難支援等

(カ) 初期消火活動等

(キ) 緊急避難場所や避難所での行動

(2) 普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により、普及促進を図る。

ア 広報紙、パンフレット等による普及

震災対応マニュアル、地震・津波に関するハザードマップ、広報紙、パンフレット、チラシ等を作成し、防災行事、訓練等の際に配布し、住民等の防災知識の向上に努める。

イ 地域における普及・啓発

ハザードマップ等を活用し、地域の津波浸水危険所情報の周知に努める。

また、各自治会・集落（以下「自治会」という。）、自主防災組織等を通じ地域での防災訓練等の実施について、協力、助言するとともに、訓練等の際には、防災ビデオ等を活用し、住民意識の高揚を図る。

なお、積雪地域においては、冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

ウ 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント又は教育版等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 報道機関への協力要請

日頃から報道機関に対し必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

## 第2節 防災訓練計画

防災訓練計画については、震災対策編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

### 第3節 自主防災組織育成計画

担当：総務課、各支所

#### 1 計画の方針

災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、住民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

具体的な対策については、震災対策編第2章第3節「自主防災組織育成計画」に準ずるものとするが、津波災害特有の住民に対する意識啓発等に当たっては、次のとおり実施する。

#### 2 住民に対する意識啓発等

##### (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、防災資機材等の整備について助成を行うなど組織化を促進する。

##### (2) 住民の取組み

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めるものとする。

## 第4節 防災都市計画

担当：政策推進課、都市計画課、建設課

### 1 計画の方針

津波による災害を未然に防ぎ、被害を最小限にするとともに災害時の救援活動や応急復旧対策等を円滑に実施するため、道路、公園、河川等の根幹的な公共施設整備や計画的な土地利用の規制、誘導、面的な整備による木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの「安全で安心して暮らせるまちづくり」を総合的な施策の中で展開することが必要である。

具体的な対策については、震災対策編第2章第4節「防災都市計画」に準ずるものとするが、津波災害についても、地震災害等と同様、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要であり、市は、これらのまちづくりを着実に推進していくため、次の点に留意の上、津波に強いまちづくりを推進する。

### 2 津波に強いまちの形成

市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、被害が最大となる津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

#### (1) 災害時の緊急避難を支える幹線道路の整備

##### ア 緊急輸送ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・救助、消防活動の円滑な実施を確保するための防災上の都市計画道路を中心とした緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

##### イ 避難路ネットワークの整備

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して、避難路ネットワークの計画的整備を推進する。

また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

#### (2) 避難関連施設の整備

ア 指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を、津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

イ 緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

ウ 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

エ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避

難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

オ 津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

(3) 防災上重要な施設の整備

学校、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、医療施設、大型店舗、駅舎等不特定多数の者が利用する施設等の応急対策上重要な施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐震耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。特に、庁舎、消防本部・署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期する。

(4) 建築物の安全化

住宅・建築物施設については、耐震性の向上を図るとともに宅地の安全性を確保する必要がある。

また、道路、河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえ、総点検を実施し、これに基づき必要な耐震性向上のための対策を実施する必要がある。特に、構造物の被災原因を踏まえた道路、河川、下水道、官庁施設等公共施設の耐震性向上を図る。

(5) ライフライン施設等の機能確保

ア 関係機関と連携のもと、上下水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

イ ライフライン共同収容施設（電線共同溝等）の整備の検討を行う。

(6) 危険物施設等の安全確保

火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

## 第5節 集落孤立対策計画

集落孤立対策計画については、震災対策編第2章第5節「集落孤立対策計画」を準用する。。この場合において、準用節中「地震発生時」とあるのは、「地震又は津波が発生し、若しくは津波災害が発生するおそれがあるとき」と読み替えるものとする。

## 第6節 建築物等災害予防計画

建築物等災害予防計画については、震災対策編第2章第7節「建築物等災害予防計画」を準用する。

なお、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

## 第7節 公共土木施設等災害予防計画

公共土木施設等災害予防計画については、震災対策編第2章第8節「公共土木施設等災害予防計画」を準用する。

また、次に掲げる事項を同節中の「3 道路施設災害予防計画 (2)オ 道路付帯施設」に加える。

### (エ) 避難階段等の設置

津波発生時において、道路等の公共土木施設を一時的な避難場所として活用できるようにするため、避難の安全性を検討した上で、施設周辺の避難階段等の整備の検討を進める。

## 第8節 農地・農業用施設等災害予防計画

農地・農業用施設等災害予防計画については、震災対策編第2章第9節「農地・農業用施設等災害予防計画」を準用する。

## 第9節 防災通信施設災害予防計画

防災通信施設災害予防計画については、震災対策編第2章第10節「防災通信施設災害予防計画」を準用する。

## 第10節 電気通信施設災害予防計画

電気通信施設災害予防計画については、震災対策編第2章第11節「電気通信施設災害予防計画」を準用する。

### 第11節 電力供給施設災害予防計画

電力供給施設災害予防計画については、震災対策編第2章第12節「電力供給施設災害予防計画」を準用する。

### 第12節 ガス施設災害予防計画

ガス施設災害予防計画については、震災対策編第2章第13節「ガス施設災害予防計画」を準用する。

### 第13節 上水道施設災害予防計画

上水道施設災害予防計画については、震災対策編第2章第14節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

### 第14節 下水道施設災害予防計画

下水道施設災害予防計画については、震災対策編第2章第15節「下水道施設災害予防計画」を準用する。

### 第15節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設災害予防計画については、震災対策編第2章第16節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

### 第16節 危険物等施設災害予防計画

危険物等施設災害予防計画については、震災対策編第2章第17節「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

また、市は、危険物施設等の管理者に対して、津波に対する安全性の確保及び防災訓練の実施を促進する。

### 第17節 火災予防計画

火災予防計画については、震災対策編第2章第18節「地震火災予防計画」を準用する。

### 第18節 廃棄物処理体制整備計画

廃棄物処理体制整備計画については、震災対策編第2章第19節の「廃棄物処理体制整備計画」を準用する。

## 第19節 救急・救助体制の整備計画

救急・救助体制の整備計画については、震災対策編第2章第20節「救急・救助体制の整備計画」を準用する。

## 第20節 医療救護体制の整備計画

医療救護体制の整備計画については、震災対策編第2章第21節「医療救護体制の整備計画」を準用する。

## 第21節 避難体制整備計画

担当：総務課、社会福祉課

### 1 計画の方針

地震又は津波による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び住民は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- (1) 浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知
- (2) 警報、避難情報（避難勧告及び避難指示）等情報伝達体制の整備
- (3) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- (4) 避難誘導體制の整備
- (5) 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

具体的な計画は、震災対策編第2章第22節「避難体制整備計画」を準用するものとするが、津波災害に対する避難体制の整備については、次のとおりその推進に努める。

### 2 津波災害に対応した避難所等の指定

市は、津波危険予想地域から迅速に避難できるようにするため避難場所の指定を行う。

そのため、あらかじめ建物の所有者の了解を得ておく。

#### (1) 指定に当たっての留意点

ア 指定緊急避難場所の整備に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ウ 各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、避難場所の指定が困難な場合は、他の道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

#### (2) 即応体制の整備

ア 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

イ 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

ウ 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

エ 避難として指定する施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

#### (3) 避難所相互の移送

避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

### 3 避難路の整備等

#### (1) 避難路の整備

市は、避難路の整備に当たっては、高台等への経路には手すりを付けるとともにスロープ式にするなど、高齢者等災害時要援護者に配慮した。

また、夜間にも安全に避難できるように、地震による停電にも点灯可能な太陽蓄電池式パネルなどの導入を図る。

#### (2) 避難対象地区の指定

市は、県が公表した浸水想定図等を活用し、避難対策を推進する必要がある地域を明らかにするとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難体制の整備を図る。

### 4 津波避難計画の策定

市は、必要に応じ、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし作成した、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した村上市津波避難計画を点検し、精度の向上に努め、その内容を住民等に周知徹底を図る。

計画の策定に当たっては、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準及び伝達内容をあらかじめ定める。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

### 5 避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。

#### (1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ハザードマップ等を活用し、住民・企業等に対して、地域の特性を踏まえた津波に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項、浸水想定区域などの普及・啓発を行う。

#### (2) 避難情報（勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要援護者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 避難情報伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ 避難情報（勧告・指示）の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

#### (3) 庁内及び防災関係機関との間における情報伝達体制の整備

ア 実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

## 6 避難誘導體制の整備

市は、次のとおり、避難誘導體制の整備を図る。

- (1) 津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。
- (2) 消防職員・団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

- (3) 学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (4) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 7 住民避難誘導訓練の実施

- (1) 市は、地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- (2) 市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

## 第22節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者の安全確保計画については、震災対策編第2章第23節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

## 第23節 食料・生活必需品等の確保計画

食料・生活必需品等の確保計画については、震災対策編第2章第24節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

## 第24節 文教施設における災害予防計画

文教施設における災害予防計画については、震災対策編第2章第25節「文教施設における災害予防計画」を準用する。特に、学校津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各学校の実情等を踏まえた津波対策に取り組むものとする。

## 第25節 ボランティアの受入体制整備計画

ボランティアの受入体制整備計画については、震災対策編第2章第26節「ボランティアの受入体制整備計画」を準用する。

## 第26節 広域応援体制計画

広域応援体制計画については、震災対策編第2章第28節「広域応援体制計画」を準用する。

## 第27節 事業所等の事業継続計画

担当：総務課

### 1 計画の方針

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

なお、事業所等の事業継続計画に関して、本節に記載の事項については、震災対策編第2章第29節「事業所等の事業継続計画」を準用する。

### 2 市の役割

- (1) 事業継続ガイドラインに基づき、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及啓発を実施する。
- (2) 事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、事業者等が地域の防災訓練等への参加や防災体制の整備等を行うよう働きかけるものとする。
- (3) 事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、事業者等の防災力向上の促進を図る。
- (4) 事業者等に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### 3 事業者の役割

- (1) 従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努める。
- (2) 自主的な防災組織を作り、地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全の確保に努める。
- (3) 事業者は、災害時に果たすべき役割を認識し、各事業者等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (4) 事業者は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続場の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

### 4 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

## 第28節 行政機能の保全計画

担当：総務課

## 1 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、行政機能の保全計画に関して、本節に記載のない事項については、震災対策編第2章第30節「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

## 2 市の取組み

## (1) 防災拠点の整備

ア 行政関連施設については、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。

イ 津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。

ウ 防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討する。

## (2) 防災中枢機能の確保

ア 津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努めるものとする。

イ 防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

ウ 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

## (3) 業務継続性の確保

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備態勢と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等と踏まえた改訂などを行う。

ウ 職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討するものとする。

カ あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。

キ 機能喪失した役場機能の補完方法を検討する。

(4) データの保全

ア 災害対応におけるICT部門の重要性を認識し、職員のICTリテラシー向上を図るとともに、住民に対してICTリテラシーの向上を図る。

イ ICT環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討する。

ウ 業務継続計画に基づき、業務に必要な行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備する。

また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備する。

エ 他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討する。

## 第3章 災害応急対策計画



第1節 応急活動体制計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

大規模な震災等が発生した場合、市は、県等防災関係機関と相互に連携し、被災者の救援、救助を強力に推進する体制を整える必要があるため、平時から、災害発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

2 職員の非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

区分	第1次配備	第2次配備	第3次配備	
	警戒体制	警戒本部体制 拠点避難所開設	災害対策本部体制 指定避難所開設	
配備時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度4の地震が発生したとき</li> <li>○ その他市長が特に必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> <li>○ その他市長が特に必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>○ その他市長が特に必要と認めたとき</li> </ul>	
配備内容及び登庁職員	[災害警戒] <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集、関係機関連絡、応急措置</li> <li>○ 防災行政無線広報</li> </ul>	[災害警戒本部の設置] <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集、関係機関連絡、応急措置</li> <li>○ 拠点避難所開設</li> </ul>	[災害対策本部の設置] <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策</li> <li>○ 指定避難所開設</li> </ul>	
職員の出動体制及び業務	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務課：総務課長、総務課参事 総務・危機管理室 3名以上</li> <li>※ 防災担当は震度3で警戒準備体制をとる。</li> <li>○ 海岸部に施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務課：総務課長、総務課参事 総務・危機管理室 全員</li> <li>○ 施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数</li> <li>○ 避難所要員</li> <li>○ その他の課：職員の3割以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全職員は直ちに登庁し所定の配備につき、災害応急対策に従事</li> <li>○ 登庁できない職員はあらかじめ定められた方法により、情報収集及び連絡等に当たる</li> </ul>
	支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支所長</li> <li>○ 地域振興課（庁舎管理を含む。）：2名以上</li> <li>○ 海岸部に施設を所有する課：施設の状態確認に必要な人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支所長</li> <li>○ 地域振興課（庁舎管理を含む。）：総務管理室 全員</li> <li>○ その他の室：職員の3割以上</li> <li>○ 産業建設課：施設の状態確認に必要な人数</li> </ul>	
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部：課長（室長）以上及び指定された職員</li> <li>○ 本署：主幹（分署長）以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部：指定された職員</li> <li>○ 本署：指定された職員</li> </ul>	
	業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務課、地域振興課、消防本部 情報の収集、関係機関との連絡調整、関係所属長への連絡、第2配備体制への移行準備、災害応急措置の実施</li> <li>○ 施設管理課 地域内の情報収集、報告</li> <li>○ 他の職員は自宅待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員全員 情報の収集、関係機関との連絡調整、災害警戒本部の設置、災害警戒本部会議の招集・開催、第3配備体制への移行準備、災害応急措置の実施</li> <li>○ 避難所開設</li> </ul>	
			<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市災害対策本部組織</div>  別紙参照	

区 分	第1次配備	第2次配備	第3次配備
	警 戒 体 制	警 戒 本 部 体 制 拠 点 避 難 所 開 設	災 害 対 策 本 部 体 制 指 定 避 難 所 開 設
警備員	○ 情報の受理、伝達 ○ 災害に係わる情報を受理し、所定の連絡先に連絡する	○ 管理者の指示に従う 建物の巡視、警備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市災害対策本部組織</div>  別紙参照
施設建物 管 理 者	○ 警備員又は当直者へ情報伝達 ○ 施設・建物の安全点検 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	○ 管理者及び応急要員出動 ○ 施設・建物の巡視、警備 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導	
電話交換手 (業務委託者)	○ 自宅待機	○ 2名出動	
消防団	○ 管轄内の危険箇所等の監視 ○ その他消防団の出動体制による	○ 管轄内の危険箇所等の監視 ○ 応急対策の実施 ○ その他消防団の出動体制による	○ 全団員は、火災の防御、救助・救出、避難誘導、給水等の災害応急対策に従事

### 3 市の活動体制

新潟県上中下越に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき又は市内で震度4以上の地震が発生した場合は、次のとおり非常配備体制を執り、災害対応活動に当たる。

市の活動体制については、震災対策編第3章第1節の「3 市の活動体制」を準用する。

## 第2節 防災関係機関の相互協力計画

防災関係機関の相互協力計画については、震災対策編第3章第2節「防災関係機関の相互協力計画」を準用する。

## 第3節 通信設備運用計画

通信設備運用計画については、震災対策編第3章第3節「通信設備運用計画」を準用する。

## 第4節 被災状況等収集伝達計画

被災状況等収集伝達計画については、震災対策編第3章第4節「被災状況等収集伝達計画」を準用する。

## 第5節 広報計画

広報計画については、震災対策編第3章第5節「広報計画」を準用する。

## 第6節 津波避難計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、建設部、消防部

### 1 計画の方針

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

市は、住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

具体的な計画は、震災対策編第3章第6節「避難及び避難所計画」を準用するものとするが、津波警報等の伝達、避難の勧告又は指示の発令、避難誘導等については、次のとおり実施する。

#### (1) 迅速な避難

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

#### (2) 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

#### (3) 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所の孤立や避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

#### (4) その他

地震又は津波の被害により孤立した住民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

### 2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

#### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を

確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

### 3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）、又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【最大波の観測値の発表内容】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付

けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

【最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km 程度以内にある沖合の観測点）】

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

(1) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準とその内容】

	情報の種類	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

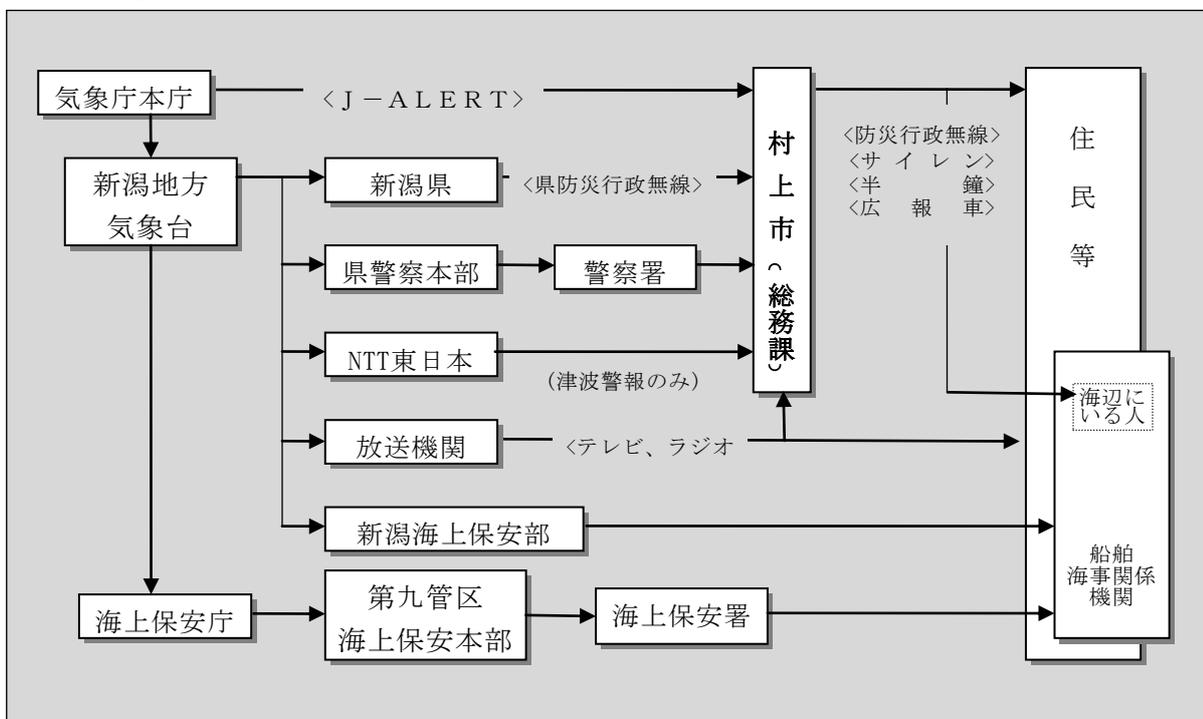
(2) 津波予報区

予報区	区域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

5 津波警報等の伝達

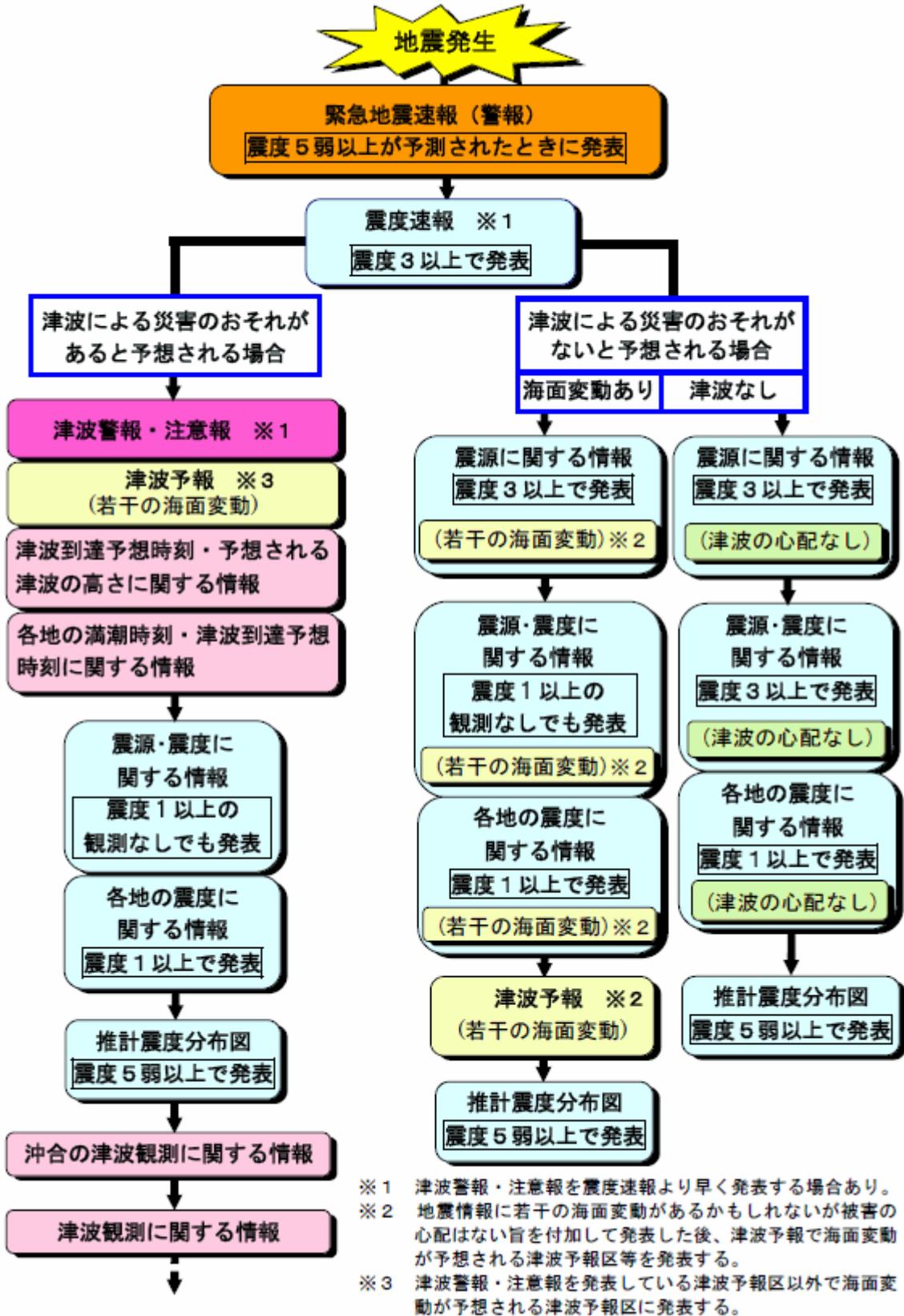
市は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けたときは、直ちにその内容に応じ、警報等発表時の情報伝達体制により、適切な方法で所在官公庁及び住民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講じる。

【津波警報・注意報等の伝達系統】



【地震及び津波警報等発表の流れ】

## 地震及び津波に関する情報



## 6 避難の勧告又は指示の実施

### (1) 避難の勧告又は指示の発令

市は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、又は急を要するときは避難のための立ち退きを指示する。この場合において、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。

また、津波の状況に応じて、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

なお、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。

### (2) 避難の勧告又は指示の伝達

市は、避難の勧告又は指示、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、広報車等を多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

### (3) 避難の勧告又は指示の助言の要請

市は、避難の勧告、指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。

### (4) 警戒区域の設定

市は、地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### (5) 避難の勧告又は指示の解除

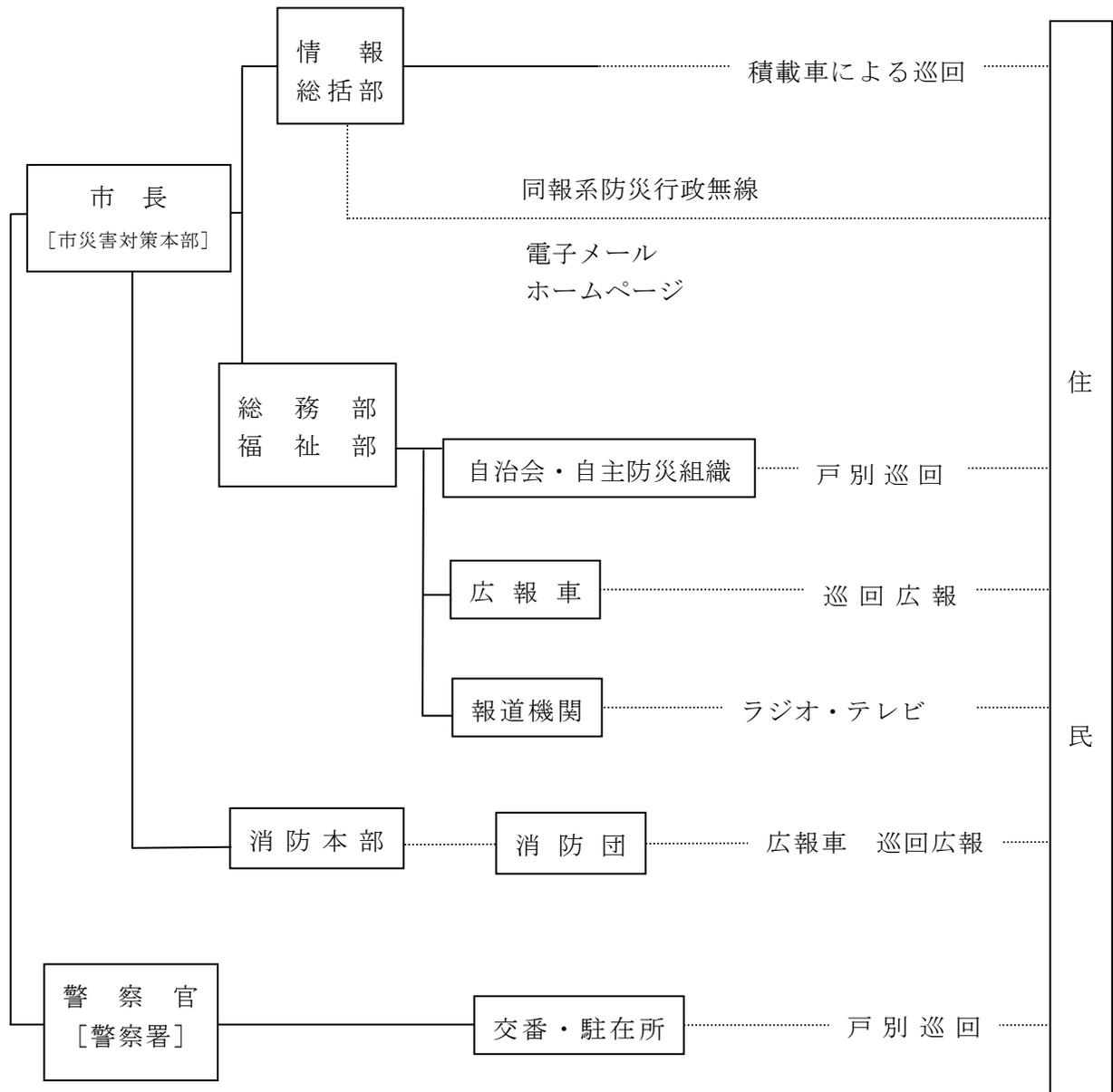
市は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。

なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

### (6) 避難の勧告又は指示の発令に当たっての留意点

市は、避難勧告等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。

【避難勧告、避難指示の伝達系統図】



## 7 避難誘導及び救助

- (1) 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織と多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での行動ルール、待避の判断基準も定める。
- (2) 市は、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- (3) 市は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生数と判断した場合は、速やかに的確な避難勧告又は避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとする。

## 8 避難所等の確保

市は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、必要に応じて、避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

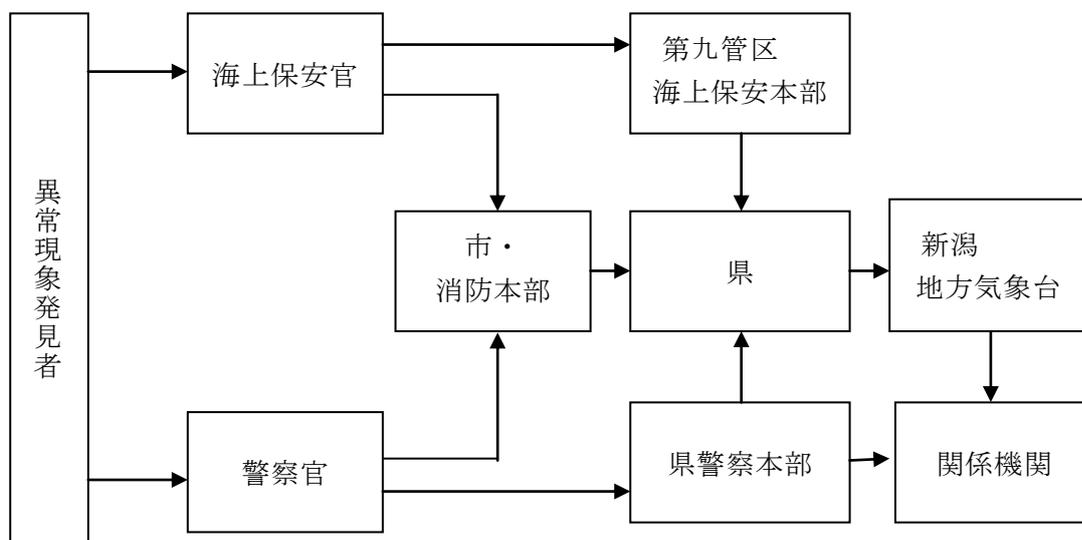
また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討する。

### 9 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

県においては、速やかに新潟地方気象台に通報する。

【異常現象発見者の通報系統図】



## 第7節 自衛隊の災害派遣計画

自衛隊の災害派遣計画については、震災対策編第3章第7節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

## 第8節 輸送計画

輸送計画については、震災対策編第3章第8節「輸送計画」を準用する。

## 第9節 警備・保安及び交通規制計画

警備・保安及び交通規制計画については、震災対策編第3章第9節「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

## 第10節 海上における災害応急対策計画

海上における災害応急対策計画については、震災対策編第3章第10節「海上における災害応急対策計画」を準用する。

## 第11節 消火活動計画

消火活動計画については、震災対策編第3章第11節「消火活動計画」を準用する。

## 第12節 救急・救助活動計画

救急・救助活動計画については、震災対策編第3章第12節「救急・救助活動計画」を準用する。

## 第13節 水防活動計画

担当：情報総括部、都市整備部、上下水道部

### 1 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市（水防管理団体）、消防団及び県は必要な措置をとる。

### 2 業務の内容

津波に対する水防活動については、村上市水防計画の定めるところによる。

### 3 水防警報及び水防情報の伝達を受ける河川

水防警報及び水防情報の伝達を受ける河川については、村上市水防計画の定めるところによる。

#### 第14節 医療救護活動計画

医療救護活動計画については、震災対策編第3章第13節「医療救護活動計画」を準用する。

#### 第15節 防疫及び保健衛生計画

防疫及び保健衛生計画については、震災対策編第3章第14節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

#### 第16節 こころのケア対策計画

こころのケア対策計画については、震災対策編第3章第15節「こころのケア対策計画」を準用する。

#### 第17節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

児童生徒に対するこころのケア対策計画については、震災対策編第3章第16節「児童生徒に対するこころのケア対策計画」を準用する。

#### 第18節 入浴対策計画

入浴対策計画については、震災対策編第3章第17節「入浴対策計画」を準用する。

#### 第19節 廃棄物の処理計画

廃棄物の処理計画については、震災対策編第3章第18節「廃棄物の処理計画」を準用する。

#### 第20節 給水計画

給水計画については、震災対策編第3章第19節「給水計画」を準用する。

#### 第21節 食料供給計画

食料供給計画については、震災対策編第3章第20節「食料供給計画」を準用する。

#### 第22節 生活必需品供給計画

生活必需品供給計画については、震災対策編第3章第21節「生活必需品供給計画」を準用する。

### 第23節 要配慮者の応急対策計画

要配慮者の応急対策計画については、震災対策編第3章第22節「要配慮者の応急対策計画」を準用する。

### 第24節 文教施設における応急対策計画

文教施設における応急対策計画については、震災対策編第3章第23節「文教施設における応急対策計画」を準用する。

### 第25節 障害物の処理計画

障害物の処理計画については、震災対策編第3章第24節「障害物の処理計画」を準用する。

### 第26節 遺体の搜索、処理、火葬計画

遺体の搜索、処理、火葬計画については、震災対策編第3章第25節「遺体の搜索、処理、火葬計画」を準用する。

### 第27節 建築物等における応急対策計画

建築物等における応急対策計画については、震災対策編第3章第26節「建築物等における応急対策計画」を準用する。

### 第28節 公衆通信の確保計画

公衆通信の確保計画については、震災対策編第3章第27節「公衆通信の確保計画」を準用する。

### 第29節 電力供給応急対策計画

電力供給応急対策計画については、震災対策編第3章第28節「電力供給応急対策計画」を準用する。

### 第30節 ガスの安全、供給対策計画

ガスの安全、供給対策計画については、震災対策編第3章第29節「ガスの安全、供給対策計画」を準用する。

### 第31節 上水道施設応急対策計画

上水道施設応急対策計画については、震災対策編第3章第30節「上水道施設応急対策計画」を準用する。

### 第32節 下水道施設応急対策計画

下水道施設応急対策計画については、震災対策編第3章第31節「下水道施設応急対策計画」を準用する。

### 第33節 危険物等施設応急対策計画

危険物等施設応急対策計画については、震災対策編第3章第32節「危険物等施設応急対策計画」を準用する。

### 第34節 鉄道施設応急対策計画

鉄道施設応急対策計画については、震災対策編第3章第33節「鉄道施設応急対策計画」を準用する。

### 第35節 道路及び橋梁応急対策計画

道路及び橋梁応急対策計画については、震災対策編第3章第34節「道路及び橋梁応急対策計画」を準用する。

### 第36節 港湾・漁港施設等応急対策計画

港湾・漁港施設等応急対策計画については、震災対策編第3章第35節「港湾・漁港施設等応急対策計画」を準用する。

### 第37節 治山・砂防施設等応急対策計画

治山・砂防施設等応急対策計画については、震災対策編第3章第36節「治山・砂防施設等応急対策計画」を準用する。

### 第38節 河川・海岸施設応急対策計画

河川・海岸施設応急対策計画については、震災対策編第3章第37節「河川・海岸施設応急対策計画」を準用する。

### 第39節 農地・農業用施設等応急対策

農地・農業用施設等応急対策計画については、震災対策編第3章第38節「農地・農業用施設等応急対策計画」を準用する。

### 第40節 農林水産業応急対策計画

農地・農業用施設等応急対策計画については、震災対策編第3章第39節「農地・農業用施設等応急対策計画」を準用する。

### 第41節 商工観光業応急対策計画

商工観光業応急対策計画については、震災対策編第3章第40節「商工観光業応急対策計画」を準用する。

### 第42節 応急住宅対策計画

応急住宅対策計画については、震災対策編第3章第41節「応急住宅対策計画」を準用する。

### 第43節 ボランティアとの協働計画

ボランティアとの協働計画については、震災対策編第3章第42節「ボランティアとの協働計画」を準用する。

### 第44節 義援金品の受入れ、配分計画

義援金品の受入れ、配分計画については、震災対策編第3章第43節の「義援金品の受入れ、配分計画」を準用する。

## 第4章 災害復旧・復興計画



## 第1節 民生安定化対策計画

民生安定化対策計画については、震災対策編第4章第1節「民生安定化対策計画」を準用する。

## 第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

融資、貸付その他資金等による支援計画については、震災対策編第4章第2節「融資、貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

## 第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設等災害復旧対策計画については、震災対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧対策計画」を準用する。

## 第4節 災害復興対策計画

災害復興対策計画については、震災対策編第4章第4節「災害復興対策計画」を準用する。  
また、次に掲げる事項を同節中の「4 防災まちづくり」に加える。

### 4 防災まちづくり

市及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。